

新潟県粟島浦村基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月現在における新潟県粟島浦村の行政区域とする。面積は 978 ヘクタールである。

本区域は次の区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する新潟県立自然公園

また、次の区域は本区域には存在しない

- ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全区域及び自然環境保全区域、新潟県自然環境保全地域
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ・自然公園法に規定する国立公園、国定公園
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
- ・シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

※促進区域図は「別紙 1」を参照

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

新潟市の北約 63 km、村上市岩船港の北西約 35 km の日本海に浮かぶ総面積 9.78 km² の孤立小型離島で、一島一村を形成している。周囲 22.3 km で島の殆どが山地と丘陵で占められ、島の中央に標高 265.6m の小柴山をはじめとする山の尾根が南北に連なっている。気候は、周囲が海であることと、対馬暖流の影響を受けるため、海洋性で日較差が少ない。年間平均気温 13.5℃、降水量 1,737 mm で、冬期間における降雪量も少ないが、季節風が厳しい。

②インフラ、交通アクセスの状況

村内に小中学校が 1 校あり、医師常駐の診療所、常駐の駐在所、消防署はない。そのため、看護師が常駐するへき地診療所と夏季限定の駐在所、自衛消防団が設置されている。海上交通においてはフェリーと高速船がそれぞれ 1 隻就航している。

粟島汽船が運航する航路により村上市の岩船港と結ばれている。所要時間はフェリーで 1 時間 30 分、高速船 55 分である。使用する船舶は「フェリーあわしま」（1992 年就航）と高速双胴船「awaline きらら」（平成 2011 年 4 月 15 日周航）の 2 隻となっている。

③産業構造

平成 26 年度村内総生産は、19 億 2,500 万円（市町村民経済計算：新潟県）で、サービス産業が 6 億 5,800 万円（構成比 34.2%）、政府サービス生産者 4 億 6,300 万円（同 24.1%）などとなっている。

主な業種別の状況は下記のとおりである。

1) 漁業

- ・以前は、5 億円/年以上の売上を誇るも平成 26 年度は 2 億円弱の売上へ。
- ・漁協の正組合員は 50 名程度。60 歳代の元気な漁師は 4 組程度。
- ・近い将来には比較的大型の漁船の減少も懸念される。

2) 民宿

- ・以前の 70 軒が 30 軒台と減少したが、2 億円弱の売上げがある。（平成 24 年度）
- ・本村で最も付加価値額（粗利）の大きな産業で、雇用への貢献も大きい。

3) 観光

- ・観光客数は、ピーク時からは半減したが 20,000 人強（平成 26 年）
- ・（主に初訪問者の）島内消費は 1 万円/人・回（交通・宿泊費除く）
- ・最大約 2 億円の消費が見込まれる。

4) 水運

- ・年間 2 億円（旅客 1.2 億円、貨物 0.6 億円）の収益。

5) 教育

- ・小中学生の留学受入、寮事業創出、教員配置の加配などを実施

6) 各産業の従業者

- ・年代による就業状況の違いが顕著
- ・20～30 歳代は公務員・会社員（役場・学校・汽船）が多く、
- ・40～50 歳代は自営業者（民宿・旅館）と会社員（発電所・汽船）
- ・60 歳代以上では自営が多いのが特徴。

④人口分布

日本総人口減少の中、全国的に見ても特異な人口動態を見せる。

1) 総人口

- ・直近 5 年は横ばいか微増で推移（平成 22 年:366 人⇒平成 27 年:370 人）
- ・国（社会保障人口問題研究所）が推計した平成 27 年人口予測を 44 人上回る実績。
- ・増加要因としては地域おこし協力隊等の移住者としおかせ留学生の影響が大きい。

2) 自然動態（出生・死亡）

- ・過去 10 年の年平均では 1 名出生・4 名死亡
- ・過去 10 年の平均で 3 名/年の自然減。
- ・平成 27 年の出生数は 4 名となり、単年で 4 名以上は平成 6 年以来。

3) 社会動態（転出入）

- ・過去 10 年の年平均では 14.6 名転入・15.7 名転出
- ・過去 10 年の平均で 1 名/年の社会減。
- ・2010 年代以降でみると転入超過に転換

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本村の基盤産業は「漁業」と「民宿」が2大産業である。いずれも従事者の高齢化に伴い、2040年には従事者数や民宿数は半数程度になるおそれがあり、今後これらの産業に若年層が就業できる環境づくりが喫緊の課題となる。

こうした現状を踏まえ、栗島に「稼げる仕事」を創るとともに、新たに栗島で暮らす人を得る(栗島で暮らしたい人の想いを実現する)ことを通じて住民の豊かさの実現を目指す。

この実現に向けて、「島民による栗島創生」における「栗島創生の基本方針」として掲げている『自然の恵みと人財で、栗島への期待に応える「ありがとう」』を集められる産業として、「そだつ・やすらぐ・たすかる(人財育成・生活支援領域)」、「おいしい(自然資本・食産業領域)」、「たのしい(観光・交流領域)」の3つの柱を位置づける。

これらは「攻めの創生戦略」として展開し、地域未来投資促進法を活用し、民間事業(地域経済牽引事業)として実施していくことを目指すものである。

(2) 経済的効果の目標

1件当たり平均3,628万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を1件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.33倍の波及効果を与え、促進区域で4,825万円の付加価値を創出することを目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	48.25百万円	

(算定根拠)

※地域経済牽引事業の平均付加価値額

栗島浦村の経済規模等(全産業の付加価値額15,171万円(経済センサス-活動調査(平成24年)))を踏まえ、地域経済牽引事業の事業件数は1件とし、同事業1件当たりの平均付加価値額は、地域経済牽引事業の承認要件と同額(3,628万円)とする。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
—	—	—	

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,628万円（新潟県の1事業所当たり平均付加価値額3,628万円（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で2.9%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で2.9%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1.1%増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4.5%増加すること

なお、（２）、（３）の指標については、事業期間が5年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

該当なし。

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①栗島の自然体験（シーカヤック、漁業体験など）、食（わっぱ煮など）、民宿などの観光資源を活用した観光・まちづくり分野

(2) 選定の理由

- ①栗島の自然体験（シーカヤック、漁業体験など）、食（わっぱ煮など）、民宿などの観光資源を活用した観光・まちづくり分野

栗島の観光客入込数は、近年約2万人で推移し、平成28年実績は19,734人となっている。

平成22年 23,065人、平成23年 22,220人、平成24年 22,553人、
平成25年 24,036人、平成26年 21,102人、平成27年 20,901人、
平成28年 19,734人

観光資源としては、栗島の海の幸を存分に堪能できる名物料理「わっぱ煮」のほか、シーカヤック、漁業体験や磯タコ取ツアーなどの自然体験が人気を集めている。

○シーカヤック 79人（平成28年度）→ 144人（平成29年度10月現在）
○漁業体験 23人（同）→ 12人（同）
○磯タコ取ツアー 302人（同）→ 335人（同）

宿泊施設は、旅館1軒、民宿33軒あり、収容人員は計約740人で、年間約2億円の売上となっている。

こうしたシーカヤック等のマリレジャー、島特有の料理である「わっぱ煮」作り体験、乗馬体験、定置網体験などは、他の観光地には類例をみない栗島特有の濃厚な体験を提供し、根強いリピーターも多い。また、夜にはどの民宿でも島で獲れた新鮮な魚介類が夕食に供され、夏期には夜間の星空観察やオオミズナギドリの営巣地観察も可能である。

課題は、担い手の高齢化による人材確保で、これに伴い、宿泊施設の収容人員自体も平成18年の1,024人から大きく減少している。

人材不足から、例えば40名の収容人員をもつ施設でも実際には20～30名程度までしか宿泊客を受け入れない状態に至っており、観光収入の増加を図る上で大きなボトルネックともなっている。

また、各分野における村のサービス（建設業、農業・漁業、農林水産物の製造販売、介護・福祉など）においても人材の確保が課題であり、観光とまちづくりを有機的に連携させることにより、解決策を見いだしていく必要がある。

このような他の地域にはない特有の観光資源を活用し観光・まちづくり分野の地域経済牽引事業を創出するとともに、大きな課題となっている人材確保を解決し、観光とまちづくりの推進を図るため、本計画において、次の取組を行うこととしている。

【テーマ】

夏期には観光関連事業の就業として、自然体験ガイドや民宿従業員、店舗販売員など、多くの需要があるが秋から翌春までは仕事なくなるため、島外からの若年者雇用が非常に難しい状況にあり、つまり、観光を基盤とした「通年を通して稼げるしごと創出」が課題。

【アクション】

このため、民間事業者（複合的事業を行う地域内ミニ・コングロマリット）が担い手となり、春には養殖事業所で、夏には観光ガイドとして、秋～翌春には広告の素材撮影等の宣伝企画立案、観光施設メンテナンス、農林水産物等を生かした特産品の開発製造・販売のほか、地域振興（まちおこし）の企画立案、道路の草刈、高齢者介護、畑の管理などの観光と総合的なまちのサービスを展開し、年間を通じたしごと創出に取り組む。

栗島の観光資源を活用した取組により、観光・まちづくり分野の推進を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、各分野における事業者の取組を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切に事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で、本地域の強みを生かした事業者の「稼ぐ力」を後押しする。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、法人県民税、事業税減免措置の整備

地域経済を牽引する事業及び成長分野への投資促進を図るため、一定要件のもと県税（法人県民税、事業税及び不動産取得税等）の減免措置を講ずる条例を制定。

（新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例：平成 29 年 10 月 20 日施行）

②固定資産税減免措置の整備又は整備に向けた検討

村において、一定要件のもと、固定資産税の減免措置を講ずる条例を制定又は制定に向けた検討。

③地方創生関係施策

平成 30 年度～34 年度の地方創生推進交付金を活用し、「栗島の自然体験（シーカヤック、漁業体験など）、食（わっぱ煮など）、民宿などの観光資源を活用した観光・まちづくり分野」において、設備投資支援、DMO形成、観光コンテンツ開発・PR、ハード・ソフト両面に渡るまちづくり・受け入れ態勢の整備、交通アクセス環境の整備、人材確保、事業者の組織強化支援などの支援施策を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①新潟県オープンデータの提供

経済の活性化・新事業の創出に資するため新潟県オープンデータ利用規約に基づき、公共データを事業者に対して提供。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者からの事業環境の提案その他事業者の抱える課題に対応するため、粟島浦村役場総合政策室及び新潟県産業労働観光部産業立地課に相談窓口を設置する。

事業環境の提案を受けた場合は、県と検討した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①新潟県との連携

新潟県関係部局（地域未来投資促進法担当部局、観光担当部局、地域振興・離島振興担当部局等）と密接な連携を図りながら対応する。

②人材の確保

地域経済牽引事業の促進に当たっては人材の確保が重要な課題であり、地域おこし協力隊事業、移住・U I ターン施策等と連携して人材の確保に努める。

③港湾等のインフラ整備・航路支援施策との連携

離島において、物流コストの低減や人の移動の円滑化は、事業者の事業活動の効率化の観点から重要である。地域経済牽引事業を促進するに当たっては、広域的な視点も踏まえ、国との適切な役割分担の下、港湾等に関する整備計画・航路支援施策との連携を図る。

④地域が一体となった事業継続計画の策定支援

様々な災害リスクに対する事業リスクを最小化すべく、事業継続計画の策定に関して、新潟県と連携して支援に努める。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30～34 年度（最終年度）
【制度の整備】		
①不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置の創設	9月議会に条例提案・審議 10月施行	運用
②固定資産税の減免措置の創設	各市町村において検討	運用
③地方創生関係施策	平成30年度地方創生推進交付金申請	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①新潟県オープンデータの提供	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①相談窓口の設置	設置・運用	運用

【その他】		
①新潟県との連携	運用	運用
②人材の確保	運用	運用
③港湾等のインフラ整備・航路支援施策との連携	連携	連携
④事業継続計画の策定支援	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、県と村に加え、大学、金融機関など地域の支援機関がそれぞれ連携を図りながら支援の効果を高めていく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①大学（敬和学園大学、大正大学、新潟リハビリテーション大学）

相互の発展に資することを目的に、地域振興、学術研究などにおいて連携と交流を図っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新潟県環境基本条例第3条に規定する基本理念に基づき当県の優れた環境を保全し、より良いものとして将来に継承していくため、事業特性や地域の環境特性に配慮する必要がある。

企業による新規開発の際には、生活環境及び自然環境に影響を与えないよう配慮し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等の環境関係法令の遵守等、環境負荷の低減に向け県と村において連携し、企業に対して助言や指導を行っていく。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

加えて、積極的な廃棄物の減量・リサイクルの推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。また、促進区域の地域経済牽引事業の活動によって生ずる廃棄物については、環境保全担当課と産業振興担当課が連携し、環境の保全に配慮した対策を講じていく。

なお、本計画は自然公園計画との整合を図り、県自然環境部局との調整を行ったうえ

で策定したものである。

(2) 安全な住民生活の保全

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例等に基づき、犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進し、安全な住民生活の保全を図る。

・防犯及び事故防止に配慮した施設の整備

周囲からの見通しを確保した施設の配置、照明、防犯カメラの設置、カーブミラー、視線誘導標の設置等

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品・場所の提供等の協力

・暴力団の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの要求には応じない。

・不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際における在留カード等による当該外国人の就労資格の確認等

・警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年度5月を目途に、粟島浦村と新潟県が地域経済牽引事業の実施状況及び本計画の進捗状況を把握しその効果を検証する。これらを踏まえ、必要に応じ、本計画の見直しや制度整備に関する検討を行い所要の措置を講ずる。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。